

芦屋市都市景観条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現 行	
別表第1 (第2条関係) 認定を要する工作物		別表第1 (第2条関係) 認定を要する工作物	
景観地区の区分	工作物の種類	景観地区の区分	工作物の種類
芦屋景観地区	(1)～(5) (省略) (6) 鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号の電気事業者の保安通信設備用のものを除く。)で高さ15メートルを超えるもの (7)～(17) (省略)	芦屋景観地区	(1)～(5) (省略) (6) 鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号の電気事業者及び同項第12号の卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)で高さ15メートルを超えるもの (7)～(17) (省略)
芦屋川特別景観地区	(1)～(5) (省略) (6) 鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに <u>電気事業法第2条第1項第17号</u> の電気事業者の保安通信設備用のものを除く。)で高さ15メートルを超えるもの (7)～(17) (省略)	芦屋川特別景観地区	(1)～(5) (省略) (6) 鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに <u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号</u> の電気事業者及び同項第12号の卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)で高さ15メートルを超えるもの (7)～(17) (省略)

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 小売供給 一般の需要に応じ電気を供給することをいう。 二 小売電気事業 小売供給を行う事業（一般送配電事業、特</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 一般電気事業 一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。 二 一般電気事業者 一般電気事業を営むことについて次条第</p>

<p>定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。 三 小売電気事業者 小売電気事業を営むことについて次条の登録を受けた者をいう。 （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る）</p>	<p>一項の許可を受けた者をいう。 三 卸電気事業 一般電気事業にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業であつて、その事業の用に供する電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。 四 卸電気事業者 卸電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。 五 特定電気事業 特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業をいう。 六 特定電気事業者 特定電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。 七 特定規模電気事業 電気の使用者の一定規模の需要であつて経済産業省令で定める要件に該当するもの（以下「特定規模需要」という。）に応ずる電気の供給（第十七条第一項第一号に規定する供給に該当するもの及び同項の許可を受けて行うものを除く。）を行う事業であつて、一般電気事業者がその供給区域以外の地域における特定規模需要に応じ他の一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が行うものをいう。 八 特定規模電気事業者 特定規模電気事業を営むことについて第十六条の二第一項の規定による届出をした者をいう。 九 電気事業 一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業をいう。 十 電気事業者 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者をいう。 十一 卸供給 一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給（振替供給を除く。）であつて、</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(削る)

五四 (略)

接続供給 次に掲げるものをいう。

イ 小売供給を行う事業を営む他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること。

(削る)

ロ 電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物（以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の

七六 (略)

電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。）。

七 (略) 発電量調整供給 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から当該発電用の電気工作物の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給することをいう。

八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

イ その供給区域（離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。ロ及び第二十一条第三項第一号において単に「離島」という。）を除く。）における一般の需要（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者（第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。）から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同じ。）に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（次項第二号、第十七条及び第二十条において「最終保障供給」という。）

ロ その供給区域内に離島がある場合において、当該離島における一般の需要に応ずる電気の供給を保障するための電

経済産業省令で定めるものをいう。

十二 卸供給事業者 卸供給を行う事業を営む者（一般電気事業者及び卸電気事業者を除く。）をいう。

十三 (略)

十四 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ 特定電気事業を営む他の者から受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所において、当該他の者のその特定電気事業の用に供するための電気の量の変動に応じて、当該他の者に対して、電気を供給すること。

ロ 特定規模電気事業を営む他の者から受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所（特定電気事業者が次条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところにより、特定電気事業を開始した供給地点（同条第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第十八条及び第二十五条において「事業開始地点」という。）を除く。）において、当該他の者に対して、当該他の者のその特定規模電気事業の用に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること。

ハ 電気事業の用に供する電気工作物以外の発電用の電気工作物（以下このハにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を設置する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電に係る電気を受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所において、当該他の者に対して、当該他の者が当該一般電気事業者にあらか

じめ申し出た量の電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要に応ずるものに限る。）。

十五 (新設)

(新設)

九	気の供給（以下「離島供給」という。） 一般送配電事業者 一般送配電事業を営むことについて第三条の許可を受けた者をいう。	(新設)
十	送電事業 自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業（一般送配電事業に該当する部分を除く。）であつて、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。	(新設)
十一	送電事業者 送電事業を営むことについて第二十七条の四の許可を受けた者をいう。	(新設)
十二	特定送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業若しくは一般送配電事業を営む他の者にその小売電気事業若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいう。	(新設)
十三	特定送配電事業者 特定送配電事業を営むことについて第二十七条の十三第一項の規定による届出をした者をいう。	(新設)
十四	発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。	(新設)
十五	発電事業者 発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第一項の規定による届出をした者をいう。	(新設)
十六	電気事業 小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業をいう。	(新設)
十七	電気事業者 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電	(新設)

十八	事業者、特定送配電事業者及び発電事業者をいう。 (略)
2	一般送配電事業者が次に掲げる事業を営むときは、その事業は、一般送配電事業とみなす。 一 他の一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を供給する事業 二 特定送配電事業者から託送供給を受けて当該特定送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において接続供給、発電量調整供給、最終保障供給又は離島供給を行う事業 三 第二十四条第一項の許可を受けて行う電気を供給する事業及びその供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により振替供給（小売電気事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は前項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものに限る。）を行う事業
3	送電事業者が営む一般送配電事業者に振替供給を行う事業は、送電事業とみなす。

十六	(略)
2	一般電気事業者が次に掲げる事業を営むときは、その事業は、一般電気事業とみなす。 一 他の一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業 二 自らの供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者にその特定電気事業の用に供するための電気を供給する事業 三 第二十四条の三第一項に規定する託送供給を行う事業（前二号に該当するものを除く。）
3	卸電気事業者が営む一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業は、卸電気事業とみなす。